

単 価 契 約 書 (案)

収 入
印 紙

京都府住宅供給公社を甲とし、(採用決定後記入)を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり京都府府営住宅管理代行等に係る電子複写機複写サービス(以下「複写サービス」という。)の供給に関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が電子複写機(以下「複写機」という。)を甲の使用に供し、適切な操作方を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品(用紙を除く複写機稼働に必要な消耗品とする。以下「消耗品」という。)を円滑に供給することを目的とする。

(契約の要項)

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。乙は、この契約に定めるもののほか、別紙「電子複写機複写サービス仕様書」に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

(1) 契約の名称 複写サービスの供給に関する契約

(2) 予定枚数 モノクロ(白黒) 1,020,000枚

カラー 300,000枚

ただし、各年度会計における予定枚数は、次のとおりとする。

平成29年度 モノクロ(白黒) 204,000枚、カラー 60,000枚

平成30年度 モノクロ(白黒) 204,000枚、カラー 60,000枚

平成31年度 モノクロ(白黒) 204,000枚、カラー 60,000枚

平成32年度 モノクロ(白黒) 204,000枚、カラー 60,000枚

平成33年度 モノクロ(白黒) 204,000枚、カラー 60,000枚

(3) 契約単価 複写サービス料金の片面1枚当たりの単価は、次のとおりとする。

ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

モノクロ(白黒)	〇. 〇〇 円
カラー	〇〇. 〇〇 円

(4) 契約期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(5) 設置場所 別紙「電子複写機複写サービス仕様書」のとおり

(6) 契約保証金 (採用決定後記入)

2 前項第4号に定める契約期間において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、第3号の契約単価を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

(複写サービス料金の請求)

第3条 乙は、毎月月末において、甲の指定する検査員の確認を受けて、複写枚数を算出するものとする。

なお、複写枚数の算出等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 算出枚数については、乙の技術員が機械の保守に当たって、機械の点検と調整のため使用した用紙については、当該用紙の枚数を1か月の複写枚数から除くものとする。
- (2) 乙は、各モードの複写枚数から前号の控除分を減じて算出された複写枚数に以下の定率を乗じた枚数を乙の責に帰すべき原因による不良の枚数とみなし、その数を各モードの複写枚数から減数する（不良枚数の算出に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする）。
 - ① モノクロ（白黒） % **（採用決定後記入）**
 - ② カラー % **（採用決定後記入）**
- (3) 複写サービス料金の最低価格（月額）は、 , 円とする。 **（採用決定後記入）**

- 2 乙は、毎月甲に対して、前月分の複写サービスの履行終了通知及び複写サービス料金の請求を書面をもって行うものとする。
- 3 請求金額は、契約単価に第1項で算出した複写枚数を乗じた金額（円未満切捨て）に消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により100分の8を加算した金額（円未満切捨て）とする。ただし、将来契約期間中に消費税等の税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税相当額に変更し、甲が負担するものとする。

（複写サービス料金の支払）

第4条 甲は、前条第2項の請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に請求金額を支払わなければならない。

- 2 甲は、前項の期間内に複写サービス料金を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 . パーセント を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。 **（採用決定後記入）**

- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（複写機及び消耗品の所有権）

第5条 複写機及び消耗品の所有権は、乙に属する。

- 2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等を損傷するなど複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品を他に流用するような行為をしてはならない。

（複写機の使用・管理）

第6条 甲は、善良なる管理者の注意をもって複写機を管理するものとする。

- 2 乙は、甲が故意又は重大な過失により複写機に損傷を与えたときは、甲に対して賠償を請求することができる。

- 3 甲は、事前に書面により乙の承認を得た場合を除き複写機を譲渡又は転貸してはならない。

（複写機の保守）

第7条 乙は、甲が複写機を常時正常な状況で使用できるように保守を行うものとする。

- 2 前項の保守を行うために、乙は定期的に係員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。
- 3 複写機が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに係員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

4 乙が実施する作業は、甲の所定の営業時間内に行うものとする。

(消耗品の取替え等)

第8条 乙は、点検又は甲の通知に基づき、複写の品質維持のため、乙が必要と認めたときは、消耗品を取り替えるものとする。また、乙は、巡回又は甲の申出によって予備消耗品の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに供給するものとする。

(複写機の返還)

第9条 甲は契約期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、複写機を乙に返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が複写機を返還したときは、甲乙協議の上、定めた期間内にこれを引き取るものとする。

3 契約物件の引取り及びこれに伴う経費は乙が負担する。

(契約の解除)

第10条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(予算削減に係る契約の解除等)

第10条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき複写サービス料金が減額され、又は削減されたときは、契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(談合等による契約の解除)

第10条の3 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除するこ

とができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項第3号に定める契約単価に、第2号の予定枚数を乗じた金額（以下「予定契約額」という。）の60分の1に相当する額に、該当することとなった日の属する月の翌月以後の月数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した額の10分の1を違約金として、甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りではない。

(1) 第10条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。

イ アのほか、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

(契約保証金)

第12条 甲は、第2条第1項第6号の契約保証金を前条の違約金に充当することができる。

2 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

3 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(損害賠償)

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反した場合又は第10条の規定によりこの契約が解除された場合において、その相手方に損害を与えたときは、その相手方は、当該損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償の予定)

第13条の2 乙は、第10条の3各号のいずれかに該当するときは、契約期間の満了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として予定契約額の10分の2に相当する額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額を甲に支払わなければならない。ただし、第10

条の3第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

（期限の利益の喪失）

第13条の3 第11条の各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同条第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

（相殺予約）

第13条の4 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第14条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（関係法令の遵守）

第15条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協議）

第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2
京都府住宅供給公社
理事長 小石原 範和

乙 （採用決定後記入）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(運搬)

第8 乙は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(取扱い状況の報告及び調査)

第11 甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

(指示)

第12 甲は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。